

写



国税庁長官
阪田 渉 殿

令和4年11月22日

全国青年税理士連盟

会長 山田 隆一

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-8

代々木第10下田ビル7F

電話 03-3354-4162

奈良税務署元副署長による暴言及び暴力事件に対する抗議文

私たち全国青年税理士連盟は、昭和42年の設立以来、国民のための税理士制度、税務行政、税制を実現することを目的に租税制度その他の諸制度について研究し、積極的な提言を行なうなど日々活動しております。

さて、令和4年11月4日のNHK等の報道によれば、本年9月12日に大阪国税局奈良税務署の当時の副署長（50代男性職員）が、近畿税理士会奈良支部との間で行った飲酒を伴う意見交換会の場で、同支部所属の女性税理士に対し、繰り返し暴言を吐いた上に背中などを複数回たたく暴力行為を行っていたことが判明し、同局は令和4年11月4日付で当該元副署長を懲戒処分（減給）としたことが明らかになりました。

報道によれば、「元副署長は、税理士会支部との協力のもと行う確定申告期の相談会を巡り、税理士会側から、会場内の配置を変更するよう要望されたことに不満を抱き一方的に激高したとみられる。」とあります。

確定申告期における相談会は、納税者に対して税理士が無償独占の下、税務支援を広く円滑に行なうために税務署と協力して実施するものであって、決して税務署の下請けとして行なうものではありません。報道にあるような本件元副署長の暴言及び暴力行為は、自己の立場が優位なものであるとの誤った認識のもと行われたものであり、国民・納税者の税務行政に対する信頼を著しく損なうばかりか、税理士会と税務当局との間の信頼協調関係をも毀損する許し難いものであり、本件事案が与える影響は甚大で到底看過できません。

当該元副署長の行った一連の行為が国家公務員法第99条（信用失墜行為の禁止）に違反することは明らかであり、本件事案の重大性に鑑み、同局が行った元副署長への懲戒処分（減給10分の2（3カ月））の量定の軽さに対し厳重に抗議します。

また貴府の指導の下、今後同様の事案を発生させることのないよう適切な再発防止策を講じた上で、これを速やかに公表することにより国民・納税者の税務行政に対する信頼の回復に努められることを強く要求します。

以上

写



大阪国税局長
後藤 健二 殿

令和4年11月22日

全国青年税理士連盟

会長 山田 隆一

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-8

代々木第10下田ビル7F

電話 03-3354-4162

奈良税務署元副署長による暴言及び暴力事件に対する抗議文

私たち全国青年税理士連盟は、昭和42年の設立以来、国民のための税理士制度、税務行政、税制を実現することを目的に租税制度その他の諸制度について研究し、積極的な提言を行うなど日々活動しております。

さて、令和4年11月4日のNHK等の報道によれば、本年9月12日に大阪国税局奈良税務署の当時の副署長（50代男性職員）が、近畿税理士会奈良支部との間で行った飲酒を伴う意見交換会の場で、同支部所属の女性税理士に対し、繰り返し暴言を吐いた上に背中などを複数回たたく暴力行為を行っていたことが判明し、貴局は令和4年11月4日付で当該元副署長を懲戒処分（減給）としたことが明らかになりました。

報道によれば、「元副署長は、税理士会支部との協力のもと行う確定申告期の相談会を巡り、税理士会側から、会場内の配置を変更するよう要望されたことに不満を抱き一方的に激高したとみられる。」とあります。

確定申告期における相談会は、納税者に対して税理士が無償独占の下、税務支援を広く円滑に行うために税務署と協力して実施するものであって、決して税務署の下請けとして行うものではありません。報道にあるような本件元副署長の暴言及び暴力行為は、自己の立場が優位なものであるとの誤った認識のもと行われたものであり、国民・納税者の税務行政に対する信頼を著しく損なうばかりか、税理士会と税務当局との間の信頼協調関係をも毀損する許し難いものであり、本件事案が与える影響は甚大で到底看過できません。

当該元副署長の行った一連の行為が国家公務員法第99条（信用失墜行為の禁止）に違反することは明らかであり、本件事案の重大性に鑑み、貴局が行った元副署長への懲戒処分（減給10分の2（3カ月））の量定の軽さに対し厳重に抗議します。

また、今後同様の事案を発生させることのないよう適切な再発防止策を講じた上で、これを速やかに公表することにより国民・納税者の税務行政に対する信頼の回復に努められることを強く要求します。

以上